

令和3年

第1回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和3年1月13日
午後1時00分

場所 仁木町役場 「応接室」

令和3年第1回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和3年1月13日(水) 午後1時00分 開議

(第1日)

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	報告第1号	外国語指導助手に関する件
日程第 5	議案第1号	外国語指導助手の懲戒処分に関する件
日程第 6	議案第2号	特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の特例を定める条例に関する件
日程第 7	議案第3号	令和3年度全国学力・学習状況調査に関する件
日程第 8	議案第4号	仁木町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員の推薦に関する件
日程第 9	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和2年12月4日（金）～令和3年1月13日（水）

1 令和2年第2回総合教育会議

令和2年12月4日（金） 役場応接室

＝概要＝

- 仁木町教育大綱について
- 教育諸課題について
 - ・ 民法改正に伴う成人式の取扱いについて
 - ・ 仁木町におけるGIGAスクール構想について

2 第6期仁木町総合計画審議会

令和2年12月4日（金） 仁木町民センター多目的文化ホール

＝概要＝

- 経過報告について
- 第6期仁木町総合計画（案）について
- 今後のスケジュールについて

3 第6期仁木町総合計画審議会第1分科会

令和2年12月4日（金） 仁木町民センター多目的文化ホール

＝概要＝

- 第6期仁木町総合計画（案）について
 - ・ 地域づくり分野、広報・広聴分野、行政経営分野、広域連携分野

4 令和3年度職員採用試験面接（保健師）

令和2年12月7日（月） 役場応接室

＝概要＝

- 試験官 林副町長、岩井教育長、岩佐総務課長、浜野ほけん課参事
- 受験者 1名（女1名）
- 内定者 1名（白老町出身～女1名）

5 後志管内市町村教育委員会教育長会議（臨時）

令和2年12月8日（火） 教育長室（オンライン会議）

＝概要＝

- 個人情報 の 取扱い に 関する 事故 に ついて
- 後志管内市町村立学校 の 教職員 の 皆様 (案)
- 「教育長メッセージ」 の 送付 に ついて
- 児童生徒 に 対する いじめ や 差別、偏見等 の 防止 に ついて

6 議会運営委員会

令和2年12月8日(火) 議会委員会室

=概要=

- 議 件 第4回定例会の会期日程等議会運営に関する事項

7 仁木町社会教育委員辞令交付式

令和2年12月8日(火) 大江コミュニティセンター

=概要=

- 委 員～加藤美佐子氏(再)、大洞和子氏(再)、大久保俊哉氏(再)、那須勝氏(再)、藤田浩氏(新)、横関茂氏(新)、山崎貴志氏(再)、坂東秀悦氏(再)、美濃英則氏(再)、斉藤大生氏(再)

8 令和2年度第2回仁木町社会教育委員の会議

令和2年12月8日(火) 大江コミュニティセンター

=概要=

- 委員長、副委員長の選出(委員長～加藤美佐子氏、副委員長～大久保俊哉氏)
- 報告(社会教育事業経過、令和3年仁木町成人式、社会教育委員研修等)
- その他(今後の行事予定、令和2年度第3回仁木町社会教育委員の会議、情報交流)

9 第6期仁木町総合計画審議会第1分科会

令和2年12月9日(水) 仁木町民センター多目的文化ホール

=概要=

- 第6期仁木町総合計画(案)について
 - ・福祉分野、子育て分野、保健・医療分野、生活安全分野、学校教育分野、生涯学習分野

10 定例校長会

令和2年12月10日(木) 役場会議室2

=概要=

- 教育長挨拶(示達事項含む) 2件
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策について
 - ・ 教職員の服務規律の保持について
- 会務報告、連絡事項
- 協議事項
 - ・ 冬期休業中の服務について など
 - ・ その他(コミュニティスクールの設置について)
- 各学校の近況・交流、今後の主な日程

次回開催日 令和3年1月21日(木) 9:30~会議室2

11 臨時教育委員会

令和2年12月14日(月) 役場会議室1

=概要=

- 外国語指導助手の逮捕(大麻取締法違反(大麻所持))に伴う経過及び今後の対応についての協議

12 臨時校長会

令和2年12月14日(月) 役場会議室1

=概要=

- 外国語指導助手の逮捕(大麻取締法違反(大麻所持))に伴う経過及び今後の対応についての協議

13 議員懇話会

令和2年12月16日(水) 議会委員会室

=概要=

- 外国語指導助手の逮捕(大麻取締法違反(大麻所持))に伴う経過及び今後の対応についての説明
- 報道機関への情報提供について
- 説明員 佐藤町長、林副町長、岩井教育長

14 緊急保護者説明会

令和2年12月17日(水) 仁木町民センター及び銀山中学校

＝概要＝

- 外国語指導助手の逮捕(大麻取締法違反(大麻所持))に伴う経過及び今後の対応についての説明
- 質疑意見
 - ・ 小学1年から中学3年まで同じ説明では理解できない児童生徒も多いので、発達段階に合わせた説明してほしい。
 - ・ 今まで親しんできたALTの逮捕により、大人不信になる児童生徒もいると思うのでしっかりとフォローを。
- 参加者 仁木地区 52人(内訳 保護者37人、先生15人)
銀山地区 34人(内訳 保護者10人、先生24人)

15 北海道自治功労賞表彰式

令和2年12月22日(火) 議会議場

＝概要＝

- 上村智恵子議員の北海道自治功労賞受賞表彰式
- 表彰、祝辞(佐藤町長、横関議長)、謝辞(上村議員)

16 令和2年第4回仁木町議会定例会

令和2年12月22日(火) 議会議場

＝概要＝

- 報告 2件・ 令和元年度各会計決算特別委員会審査報告～すべて認定
 - ・ 議会活性化特別委員会調査報告(中間報告)
- 議案 11件・ 補正予算4件(一般会計ほか3件) 可決
 - ・ 条例制定1件(多目的滞在施設) 可決
 - ・ 条例改正6件(報酬及び費用弁償条例ほか5件) 可決
- 諮問 1件・ 人権擁護委員候補者の推薦 同意
- 意見書2件・ 軽油引取税課税免除特例措置継続を求める意見書 可決
 - ・ 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 可決
- 一般質問(6人～6件)
 - 佐藤議員 ・ 町長就任二期目の調整運営に係る評価・検証について
 - 野崎議員 ・ 本町の教育環境の未来像は(小中一貫教育の取組における進捗状況は?通学路の安全対策は万全か?教職員住宅の整

備計画は?)

- 木村議員 ・ 特定健診等の受診状況は
- 磨 議員 ・ 町として実施すべき観光誘致への支援は
- 門脇議員 ・ 仁木町地域福祉計画の策定状況は
- 上村議員 ・ 国民健康保険税の引き下げを

17 V S N 報告会

令和 2 年 12 月 25 日 (金) 議会委員会室

= 概 要 =

- V S N による地域のネットワークづくり報告

18 仁木町民スキー場オープン

令和 2 年 12 月 26 日 (土) 仁木町民スキー場

= 概 要 =

- オープン立会 岩井教育長、奈良次長、清崎主事

19 青天法律事務所 稲垣弁護士と面会

令和 2 年 12 月 28 日 (月) 札幌市 青天法律事務所

= 概 要 =

- 大麻取締法違反 (大麻所持) で逮捕された外国語指導助手の弁護士である青天法律事務所の稲垣弁護士と面会し、現在の状況と今後の対応について相談

20 令和 2 年町民センター舞台納め式

令和 2 年 12 月 29 日 (火) 町民センター・多目的文化ホール

= 概 要 =

- 舞台納め式
- 出席者 佐藤町長、林副町長、岩井教育長、奈良次長、佐藤主任、清崎主事

21 第 12 回新型コロナウイルス感染症対策連絡会議

令和 2 年 12 月 30 日 (水) 応接室

= 概 要 =

- 年末年始休暇の対応について

- 22 令和3年町民センター舞台始め式
令和3年1月6日(水) 町民センター・多目的文化ホール
=概要=
 - 舞台始め式
 - 出席者 佐藤町長、林副町長、岩井教育長、奈良次長、佐藤主任、清崎主事

- 23 政策調整会議
令和3年1月6日(水) 役場応接室
=概要=
 - 新型コロナウイルス感染症に係る意見交換
 - 議会提出資料に係る協議 など

- 24 第13回新型コロナウイルス感染症対策連絡会議
令和3年1月6日(水) 役場応接室
=概要=
 - 新型コロナウイルス感染症に係る意見交換

- 25 外国語指導助手との面会
令和3年1月7日(木) 札幌刑務所 札幌拘置支所
=概要=
 - ハーディ・ジェイデン・アンソニーとの面会
 - 対応者 岩井教育長、奈良教育次長

- 26 令和3年度予算査定(学校給食共同調理場)
令和3年1月8日(金) 応接室
=概要=
 - 令和3年度学校給食共同調理場に係る予算査定
 - 査定者 林副町長、鹿内財政課長、庄司財政係長
 - 対応者 岩井教育長、泉谷学校給食共同調理場所長

27 令和2年度全国スポーツ推進委員連合会功労者表彰伝達式

令和3年1月8日(金) 教育長室

=概要=

- 受賞者 鈴木 保 氏
- 補助者 岩井教育長、清崎主事

28 第4回第6期仁木町総合計画審議会

令和3年1月8日(金) 町民センター 多目的文化ホール

=概要=

- 経過報告について
- 第6期仁木町総合計画の答申(案)について
- 今後のスケジュールについて

日程第 4

報告第 1 号

外国語指導助手に関する件について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和 3 年 1 月 1 3 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

日程第 5

議案第 1 号

外国語指導助手の懲戒処分に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 6 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 3 年 1 月 1 3 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

（目的）

第1条 この規則は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、仁木町において語学指導等を行う外国青年（以下「外国語指導助手」という。）の勤務条件を定めることを目的とする。

2 外国語指導助手の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令及び北海道の条例規則（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

第7章 懲戒等（第27条—第32条）

（免職）

第27条 委員会は、外国語指導助手に次の各号の一に該当する事由が生じた場合は当該外国語指導助手を免職することができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該外国語指導助手の担当する職務にふさわしくない行為があった場合
- (4) 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合
- (5) 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合
- (6) 勤務しない日が連続して60日（勤務しない理由が職務又は通勤による災害である場合並びに第15条第1項第5号及び第6号の休暇である場合においては、それぞれの期間の満了した後の30日間を除く。）を超えた場合
- (7) 応募書類に虚偽の記載があった場合

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため外国語指導助手に報酬を支払うことができない場合は30日前までに予告し、又は1月分の報酬を支払って外国語指導助手を免職することができる。

（休職）

第28条 外国語指導助手が病気（第31条第1項の疾病を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項日数においても同じ。）を超える場合においては、委員会は外国語指導助手の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職の期間中の報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 勤務できない事由が職務による負傷又は疾病である場合は、その休職の期間中、報酬の全額を支給する。
- (2) 勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

(起訴休職)

第29条 外国語指導助手が刑事事件に関して起訴されたときは、委員会は当該外国語指導助手を休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

(懲戒処分)

第30条 委員会は、外国語指導助手に次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該外国青年の担当する職務にふさわしくない行為があった場合
- (4) 勤務態度が不良と認められる場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 戒告 書面により当該行為を戒める。
- (2) 減給 1回につき第7条第4項の規定により算出された1日当たりの報酬日額の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。
- (3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払われない。
- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所管の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

第31条 略

第32条 休暇及び休職の手続きは、休暇規則を準用する。

2 第29条第1項による休職及び第31条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該外国語指導助手は速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

標準例一覧

事由		免職	停職	減給	戒告
1 一般 服務 關係	(1) 欠勤				
	ア 10日以内			●	●
	イ 11日以上20日以内		●	●	
	ウ 21日以上	●	●		
	(2) 遅刻・早退				●
	(3) 休暇の虚偽申請			●	●
	(4) 勤務態度不良			●	●
	(5) 職場内秩序を乱す行為				
	ア 暴行		●	●	
	イ 暴言			●	●
	(6) 虚偽報告			●	●
	(7) 違法な職員団体活動				
	ア 単純参加			●	●
	イ あおり・そそのかし	●	●		
	(8) 秘密漏えい				
	ア 故意の秘密漏えい	●	●		
	自己の不正な利益を図る目的	●			
	イ 情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい		●	●	●
	(9) 政治的目的を有する文書の配布				●
	(10) 兼業の承認等を得る手続のけ怠			●	●
(11) 入札談合等に関与する行為	●	●			
(12) 個人の秘密情報の目的外収集			●	●	
(13) 公文書の不適正な取扱い					
ア 偽造・変造・虚偽公文書作成、毀棄	●	●			
イ 決裁文書の改ざん	●	●			
ウ 公文書の改ざん・紛失・誤廃棄等		●	●	●	
(14) セクシュアル・ハラスメント					
ア 強制わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為	●	●			
イ 意に反することを認識の上でのわいせつな言辞等の性的な言動の繰り返し		●	●		
執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	●	●			
ウ 意に反することを認識の上でのわいせつな言辞等の性的な言動			●	●	
(15) パワー・ハラスメント					
ア 著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたもの		●	●	●	
イ 指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したもの		●	●		
ウ 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	●	●	●		
2 公金 官物 取扱	(1) 横領	●			
	(2) 窃取	●			
	(3) 詐取	●			
	(4) 紛失				●
	(5) 盗難				●
	(6) 官物損壊			●	●
	(7) 失火				●
	(8) 諸給与の違法支払・不適正受給			●	●

事 由		免職	停職	減給	戒告
V	(9) 公金官物処理不適正			●	●
	(10) コンピュータの不適正使用			●	●
3 公務外非行関係	(1) 放火	●			
	(2) 殺人	●			
	(3) 傷害		●	●	
	(4) 暴行・けんか			●	●
	(5) 器物損壊			●	●
	(6) 横領				
	ア 横領	●	●		
	イ 遺失物等横領			●	●
	(7) 窃盗・強盗				
	ア 窃盗	●	●		
	イ 強盗	●			
	(8) 詐欺・恐喝	●	●		
	(9) 賭博				
	ア 賭博			●	●
イ 常習賭博		●			
(10) 麻薬等の所持等	●				
(11) 酩酊による粗野な言動等			●	●	
(12) 淫行	●	●			
(13) 痴漢行為		●	●		
(14) 盗撮行為		●	●		
4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反	(1) 飲酒運転				
	ア 酒酔い	●	●		
	人身事故あり	●			
	イ 酒気帯び	●	●	●	
	人身事故あり	●	●		
	措置義務違反あり	●			
	ウ 飲酒運転者への車両提供、飲酒運転車両への同乗行為等 ※飲酒運転をした職員の処分量定、飲酒運転への関与の程度等を考慮し決定	●	●	●	●
	(2) 飲酒運転以外での人身事故				
	ア 死亡又は重篤な傷害	●	●	●	
	措置義務違反あり	●	●		
イ 傷害			●	●	
措置義務違反あり		●	●		
(3) 飲酒運転以外の交通法規違反					
著しい速度超過等悪質な交通法規違反		●	●	●	
物損・措置義務違反あり		●	●		
5 責任監督	(1) 指導監督不適正			●	●
	(2) 非行の隠ぺい、黙認		●	●	

日程第6

議案第2号

特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を
定める条例に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第11号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和3年1月13日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井秋男

特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の特例を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例（昭和44年仁木町条例第1号。以下「特別職給与条例」という。）第3条に規定する教育長の給料の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第2条 教育長の給料月額は、令和3年2月1日から同月28日までの間において、特別職給与条例第3条の規定に関わらず、同条例別表に掲げる給料月額から、その月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和3年2月1日から施行する。

日程第 7

議案第 3 号

令和 3 年度全国学力・学習状況調査に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 3 条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 3 年 1 月 1 3 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

教 義 第 1145 号

令和2年(2020年)12月24日

各 教 育 局 長
関 係 道 立 学 校 長 様
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
(各 市 町 村 立 小 学 校 長、中 学 校 長 及 び 義 務 教 育 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局長 小 松 智 子

令和3年度全国学力・学習状況調査の実施について(通知)

このことについて、文部科学事務次官から別添写しのとおり通知がありましたので通知
します。

つきましては、本調査の趣旨や内容を十分御理解いただき、「令和3年度全国学力・学
習状況調査に関する実施要領」を踏まえて、本調査が円滑かつ確実に実施されるよう願
いします。

義務教育課学力向上推進係

TEL : 011-204-5771

内 線 : 35-774

FAX : 011-232-1072



2 文科教第 7 2 7 号

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項 殿
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人学長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学事務次官

藤 原 誠

令和 3 年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

文部科学省において、令和 3 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「本実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

本実施要領においては、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、実施日程の変更や、平成 25 年度、28 年度に続く第 3 回目の「経年変化分析調査」、平成 25 年度、29 年度に続く第 3 回目の「保護者に対する調査」に関する規定を含んでいます。

調査結果を十分に活用し、調査の目的を達成するため、

- ・各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと
- ・各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること

が重要です。

これらを踏まえ、各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

<本件担当>

総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話：03-5253-4111（内線3726）

令和3年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和2年12月23日

文部科学省

I. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

II. 調査の名称

令和3年度全国学力・学習状況調査

III. 調査の構成

本体調査に加えて、経年変化分析調査及び保護者に対する調査を実施する。

IV. 本体調査

1. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

2. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語及び数学とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

3. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和3年5月27日木曜日とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語及び数学それぞれ50分とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

令和3年5月に実施する。

(3) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

4. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を得て実施する。

(2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

5. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学のそれぞれの教科（以下「各教科」という。）にかかる問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5）。

- ア 以下の(ア)から(オ)までの区分に応じ、上記(1)ア及びイで示した結果
- (ア) 国全体(国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況)
 - (イ) 都道府県ごと(都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)
 - (ウ) 都道府県(指定都市を除く。)ごと(都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)
 - (エ) 指定都市ごと(指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況)
 - (オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと(「大都市」(指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)
- イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況(一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理(必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。)を行ったもの)
- ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会

- ① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③ 当該都道府県教育委員会(指定都市を除く。)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

(イ) 市町村教育委員会

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(ウ) 学校

- ① 当該学校全体の状況
- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。

(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

(ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データを大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。この場合、集計結果データは、以下のとおりとする。

① 本体調査データ

- ・児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの。
- ・学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問紙調査の回答割合及び学校質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの。

② 経年変化分析調査データ

- ・児童生徒の解答用紙番号ごとに、経年変化分析調査の各教科の解答状況等を一覧にしたもの。

③ 保護者に対する調査データ

- ・児童生徒の解答用紙番号ごとに、保護者に対する調査の回答状況等を一覧にしたもの。

(イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること

② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表(市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。)を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法(例えば、教育事務所単位の状況の公表等)で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等を行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

6. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

- (2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

7. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

- ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこととする。
- イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
- (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
- (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者指名し、適切に実施体制を整備すること。
- (ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。
- (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
- (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
- (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体

の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌28日金曜日以降6月30日水曜日までに実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

国語及び数学：それぞれ1単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語又は算数・数学の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

(8) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和3年3月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

V. 経年変化分析調査

1. 調査の目的

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

2. 調査の対象

(1) 文部科学省が調査対象として抽出した、国・公・私立学校（本体調査を実施する学校）の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

ア 小学校調査

小学校第6学年，義務教育学校前期課程第6学年，特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年，義務教育学校後期課程第3学年，中等教育学校前期課程第3学年，特別支援学校中学部第3学年

(2) 調査の対象としないことを原則とする児童生徒は、IV. 本体調査 1. (2)と同様とする。中学校調査の英語においては、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、「聞くこと」及び「話すこと」に関する問題の対象としないこととすることができる。

3. 調査事項

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析するため、平成25年度及び平成28年度に実施した経年変化分析調査と同様の問題等を用いて、以下の教科に関する調査を実施する。

(1) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。英語については、教科に関する生徒質問紙調査及び学校質問紙調査を実施する。

(2) 出題範囲は、IV. 本体調査 2. (1) ア (イ)と同様とする。

(3) 出題形式は、IV. 本体調査 2. (1) ア (ウ)と同様とする。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

4. 調査実施日等

(1) 調査実施日（調査の時間割モデルは別紙6）

調査の実施日は、令和3年6月1日火曜日から6月30日水曜日までの期間中、調査の対象となった学校（以下「対象学校」という。）が実施可能な日とする。

ア 小学校調査

対象学校は、国語又は算数のいずれか1教科を40分で実施する。

イ 中学校調査

対象学校は、国語、数学又は英語のいずれか1教科を実施する。調査時間は、国語及び数学においては、それぞれ45分とする。

英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は5分程度とする。対象学校の生徒全員が「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」、「話すこと」に関する全ての問題を6時限以内で終了するとともに、「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声がかきこえにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて1時限の中で実施することを基本とする。英語に関する生徒質問紙調査及び学校質問紙調査は、各対象学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 調査実施に関するスケジュール

別紙7のとおりとする。

5. 調査の実施体制

調査の実施体制は、IV. 本体調査 4. と同様とする（調査の実施系統図は別紙8・別紙9）。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第17号の規定により、調査の実施は教育委員会の職務権限である。そのため、当該対象学校を設置管理する教育委員会（以下「対象教育委員会」という。）は、調査の実施について、主体性と責任を持って当たることとする。

6. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表する。なお、経年変化分析調査は全国的な学力の状況について経年の変化を把握・分析するものであることから、対象教育委員会及び対象学校に対する調査結果の提供は行わない。

(1) 調査結果の公表

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、全国的な状況に関し、具体的問題内容が明らかにならない範囲で、児童生徒の学力に関する経年変化の分析結果等を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

(2) 調査結果の活用

文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データについて、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、IV. 本体調査 5. (5) イ (ア)と同様とする。

7. 調査実施に当たっての相談体制

IV. 本体調査 6. と同様とする。

8. 留意事項

(1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 対象教育委員会及び対象学校において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

IV. 本体調査 7. (2) と同様とする。

(3) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、対象教育委員会及び対象学校の判断により、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

ア 小学校調査 国語又は算数：1 単位時間相当

イ 中学校調査 国語又は数学：1 単位時間相当

外国語：1. 3 単位時間相当

(4) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、対象学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定、イヤホンの使用などの配慮を可能とする。

(5) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

IV. 本体調査 7. (6) と同様とする。

(6) 調査問題等の公表

文部科学省が公表する調査結果に掲載するものを除き、調査問題等は非公開とする。

(7) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和3年4月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

VI. 保護者に対する調査

1. 調査の目的

家庭状況と学力等の関係について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

2. 調査の対象

本体調査及び経年変化分析調査を実施した児童生徒の保護者を対象とする。

3. 調査事項

児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等に関する質問紙調査を実施する。

4. 調査実施日等

調査実施は、令和3年6月1日火曜日から6月30日水曜日までの期間とする。

5. 調査の実施体制

調査の実施体制は、V. 経年変化分析調査5. と同様とする。

6. 調査結果の取扱い

(1) 調査結果の公表

文部科学省は、全国的な状況に関し、調査の回答状況の分析結果等を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

(2) 調査結果の活用

調査結果の貸与については、V. 経年変化分析調査6. (2) と同様とする。

(3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、IV. 本体調査 5. (5) イ (ア)

と同様とする。

7. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校及び保護者等からの問合せや調査資材の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

8. 留意事項

(1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

- ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
- イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
- ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。
- エ 対象教育委員会及び対象学校において、保護者の状況等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

IV. 本体調査 7. (2) と同様とする。

(3) 障害のある保護者に対する配慮

障害のある保護者については、当該保護者の障害の種類や程度に応じて、点字・拡大文字・ルビ振り調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(4) 外国語による調査が必要な保護者に対する配慮

外国語による調査が必要な保護者については、当該保護者の必要とする言語に応じて、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、英語、韓国語による調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(5) 調査マニュアルの作成・配付

V. 経年変化分析調査 8. (7) と同様とする。

本体調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和3年5月27日(木)

(後日実施は、5月28日(金)～6月30日(水)まで可能。)

2. 時間割モデル

◆小学校

1時限目	2時限目	
国語 (45分)	算数 (45分)	児童質問紙 (20～40分程度)

※児童質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

◆中学校

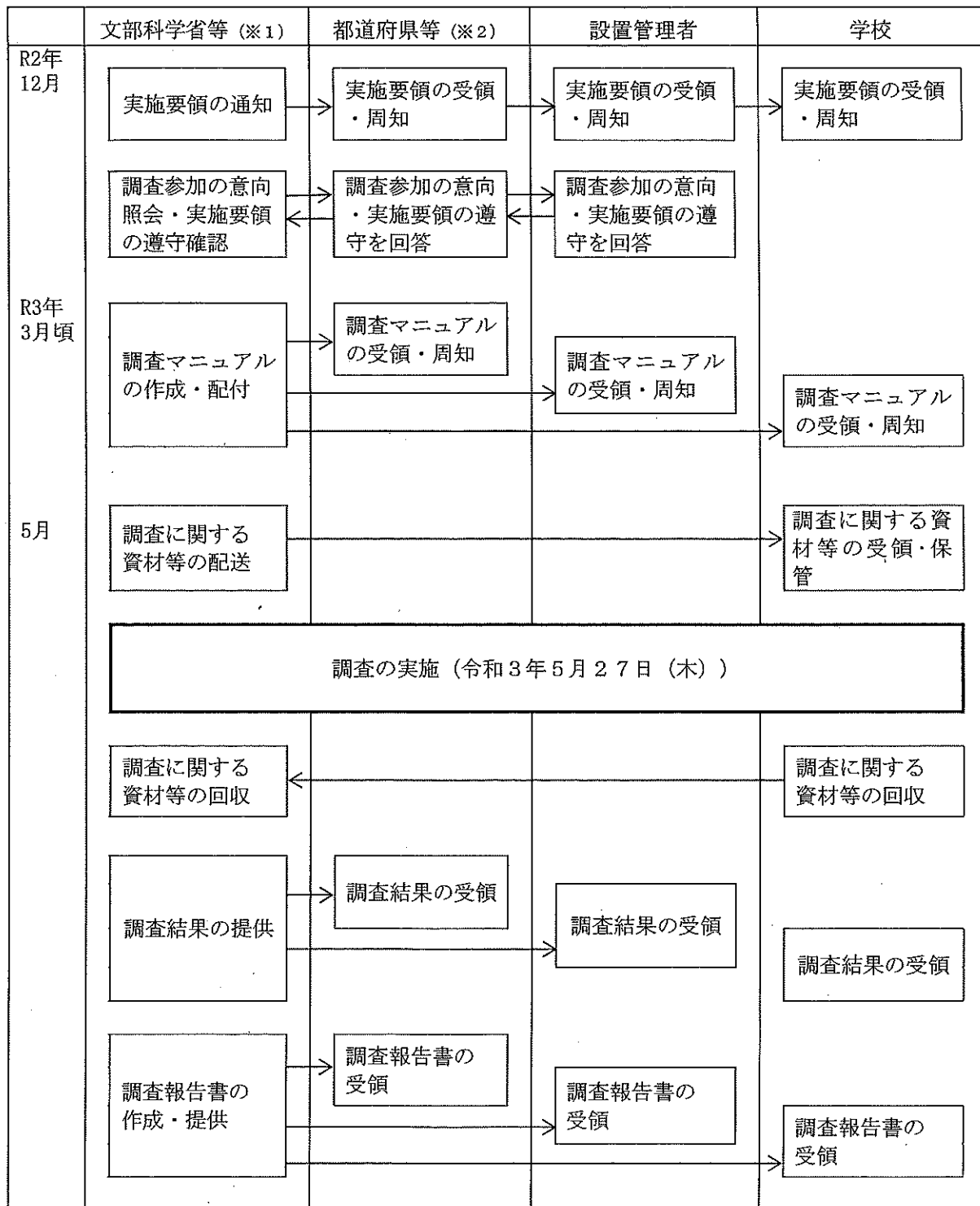
1時限目	2時限目	
国語 (50分)	数学 (50分)	生徒質問紙 (20～45分程度)

※生徒質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

<補足>

※児童生徒質問紙調査は、一部の学校において、学校の端末を活用して実施する。

本体調査の実施に関するスケジュール (予定)

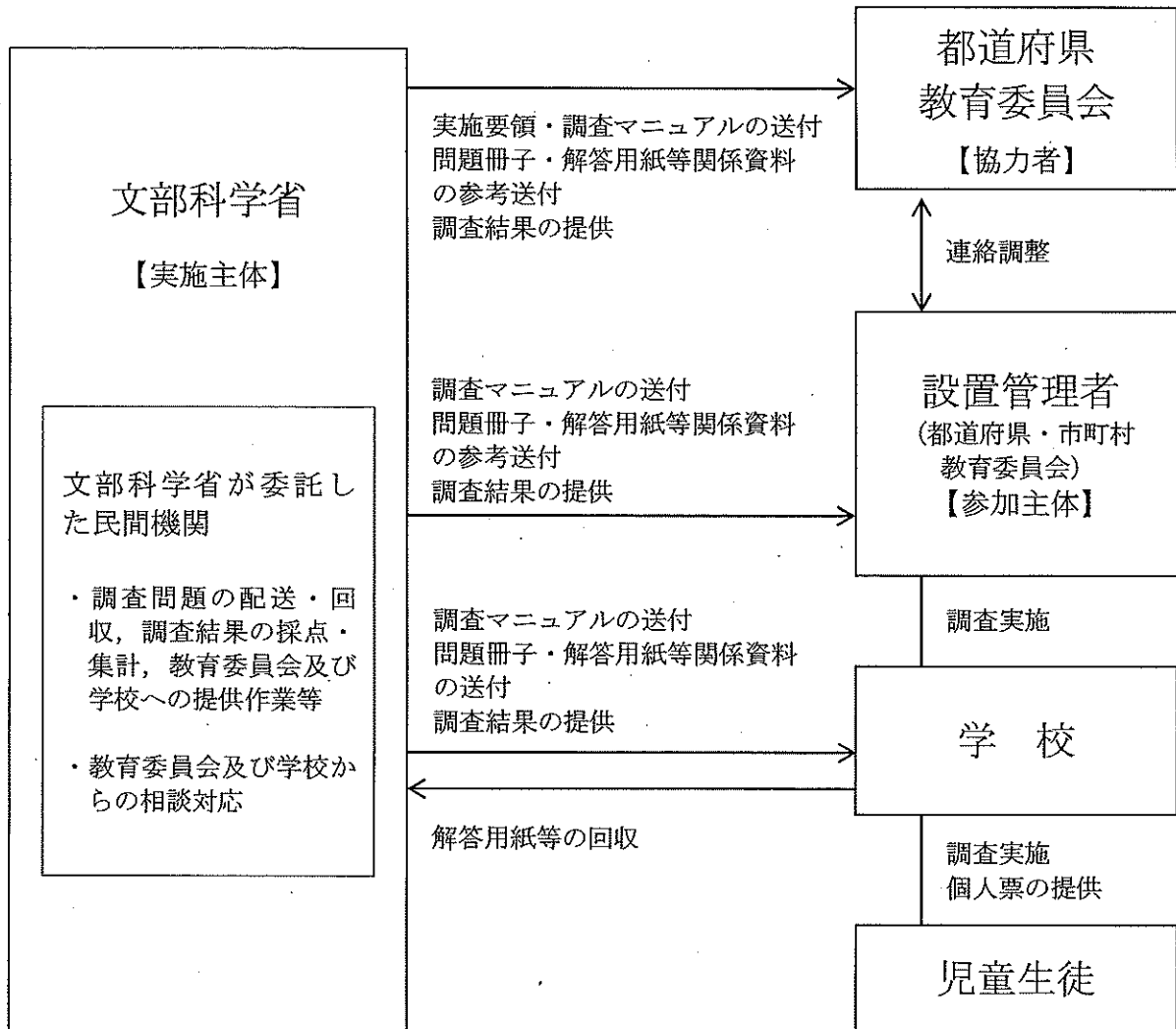


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

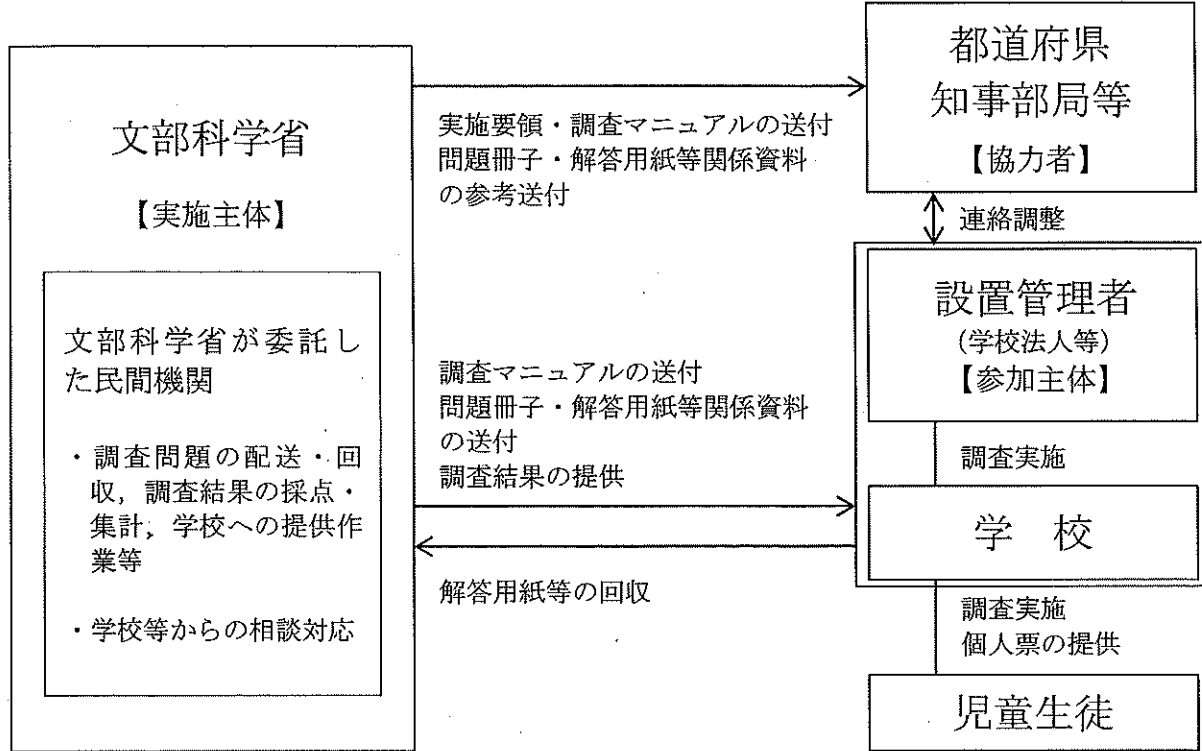
本体調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



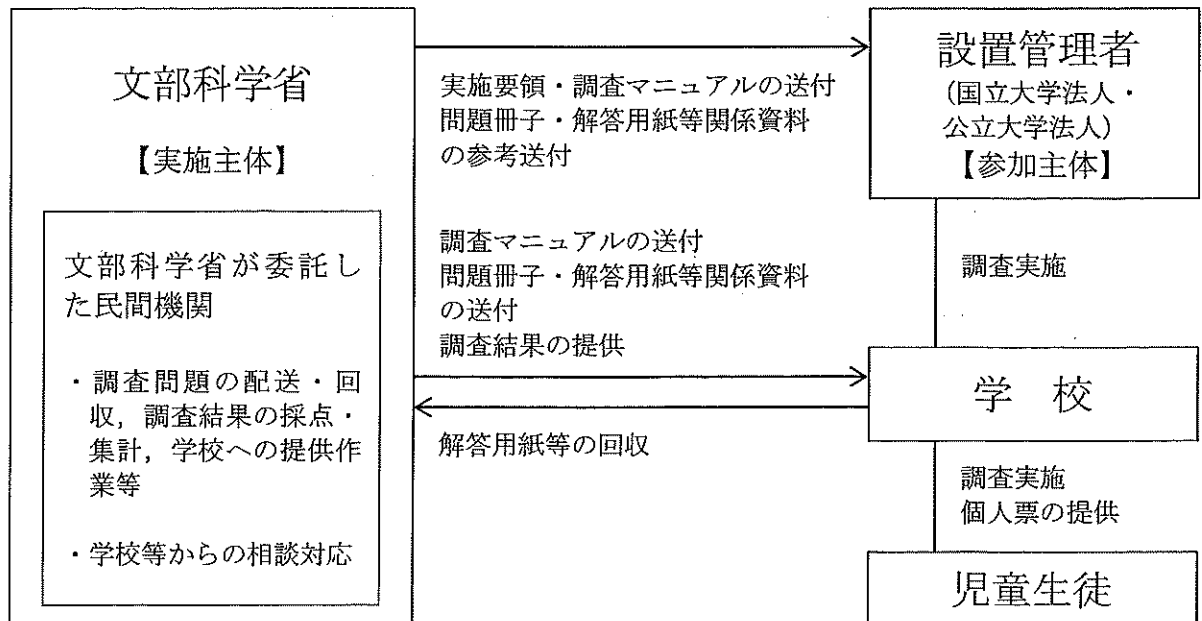
本体調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



本体調査の実施系統図【国立学校，公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



文部科学省における本体調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分					
		5.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学 校全体の状況 又は国・公・私 立学校別の状 況)	5.(2)ア(イ) 都道府県ご と (都道府県教育 委員会及び市 町村教育委員 会が設置管理 する学校全体 の状況)	5.(2)ア(ウ) 都道府県 (指定都市 を除く。)ご と (都道府県教育 委員会及び市 町村教育委員 会が設置管理 する学校全体 の状況)	5.(2)ア(エ) 指定都市ご と (指定都市教育 委員会が設置 管理する学校 全体の状況)	5.(2)ア(オ) 地域の規模 等に応じた まとまりごと (市町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)※1	
調査結果の内容	5.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数, 平均正 答率, 中央値, 標準偏差等	○	○	○	○	○	
	5.(1)ア(イ) ・右の欄のそ れぞれを単 位とした平均 正答数等の 分布等が分 かるグラフ	①都道府県教育 委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育 委員会(指定 都市を除く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育 委員会	○	-	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
5.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型 別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-		
5.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校 質問紙調査の回答状況	○	○	○	○	○		
5.(1)イ(イ) ・児童生徒質問紙調査及び学校 質問紙調査の回答状況と教科 に関する調査の正答率等との相 関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-		

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区), 「中核市」, 「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと, 都道府県(指定都市を除く。)ごと, 指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については, 必要に応じて文部科学省において公表することがある。

経年変化分析調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和3年6月1日(火)～6月30日(水)の期間中、対象学校が実施可能な日

2. 時間割モデル

◆対象小学校(国語, 算数)

実施可能な1時限 (40分)
国語又は算数 (40分)

◆対象中学校(国語, 数学)

実施可能な1時限 (45分)
国語又は数学 (45分)

◆対象中学校(英語)

- ・「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は5分程度とする。
- ・対象学校の生徒全員が「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」、「話すこと」に関する全ての問題を6時限以内で終了する。
- ・「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて1時限の中で実施することを基本とする。
- ・英語に関する生徒質問紙調査は、各対象学校の状況に応じて適切に実施する。

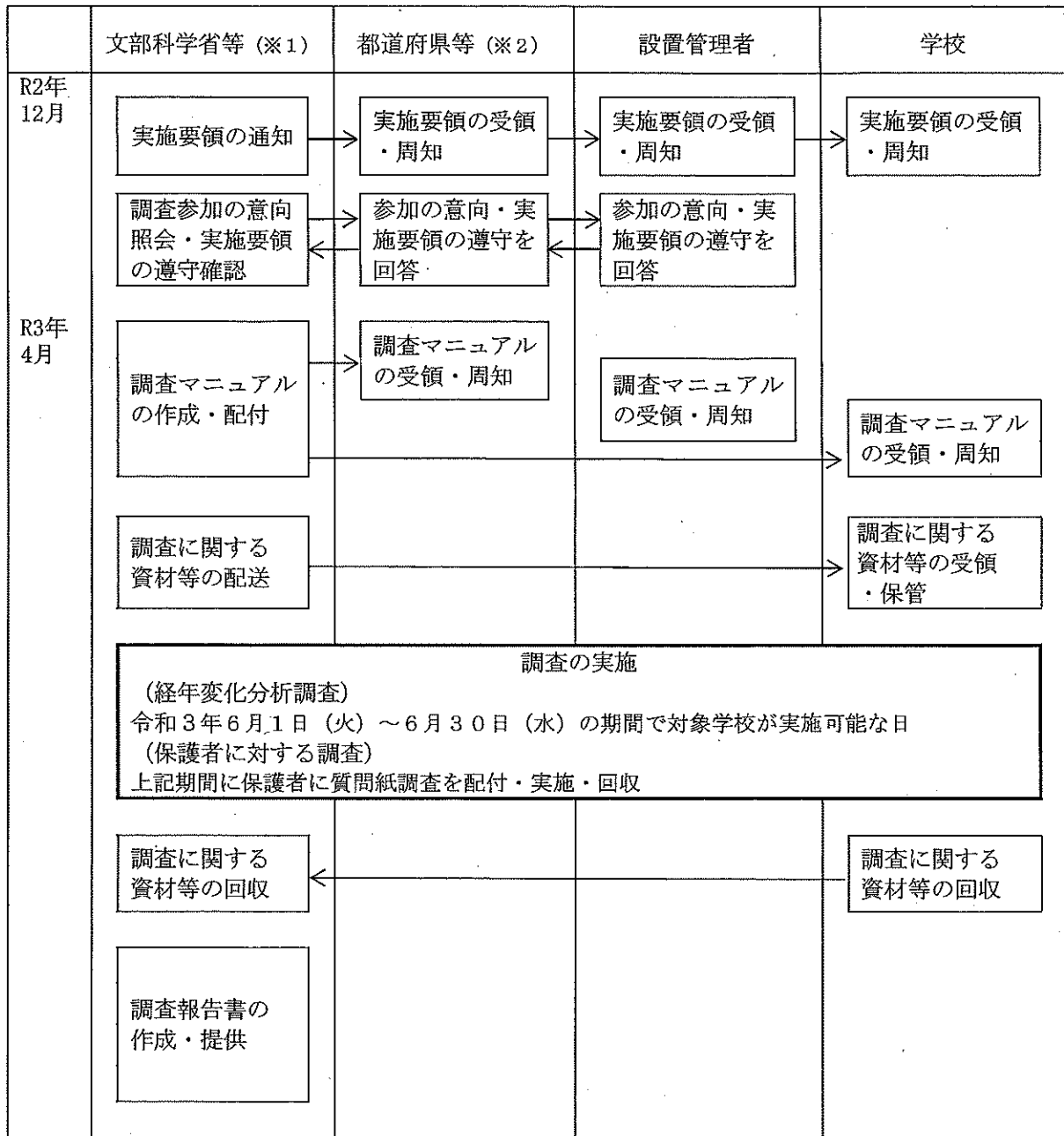
(対象学年が3学級で1教室の例)

1時限目 (50分)	2時限目 (50分)	3時限目 (50分)	4時限目 (50分)
英語「聞くこと、読むこと、書くこと」 (45分)	英語「話すこと」 +生徒質問紙 (1組) (15分×3グループ)	英語「話すこと」 +生徒質問紙 (2組) (15分×3グループ)	英語「話すこと」 +生徒質問紙 (3組) (15分×3グループ)

<補足>

- ※英語「話すこと」+生徒質問紙調査にかかる時間は、準備や移動を含み15分程度。
- ※対象学校には必要に応じて事業者から調査で使用する端末やヘッドセット等を貸与する。
- ※対象学校には事業者からサポート員を派遣する。

経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施に関するスケジュール (予定)

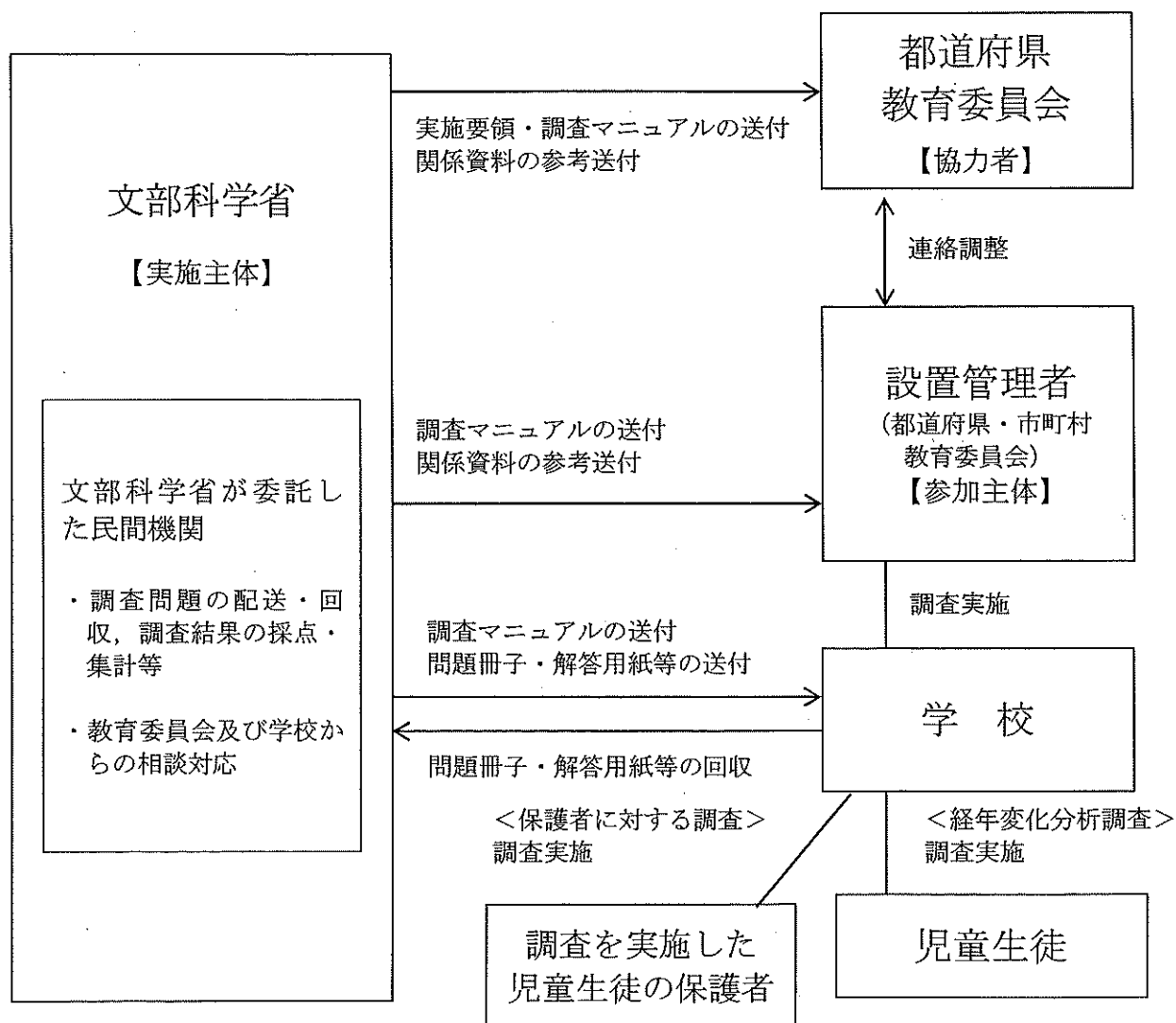


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である政令指定都市教育委員会及び国立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」は、文部科学省から直接行う。

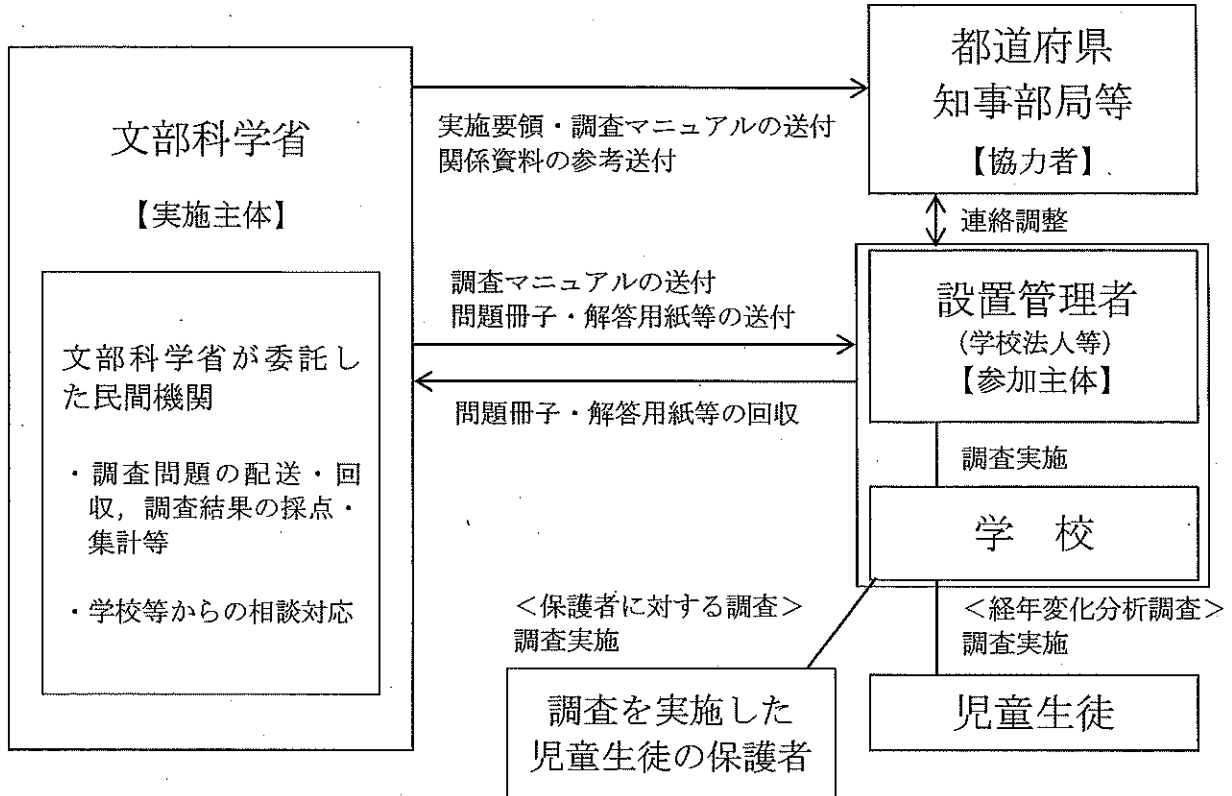
経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図
【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



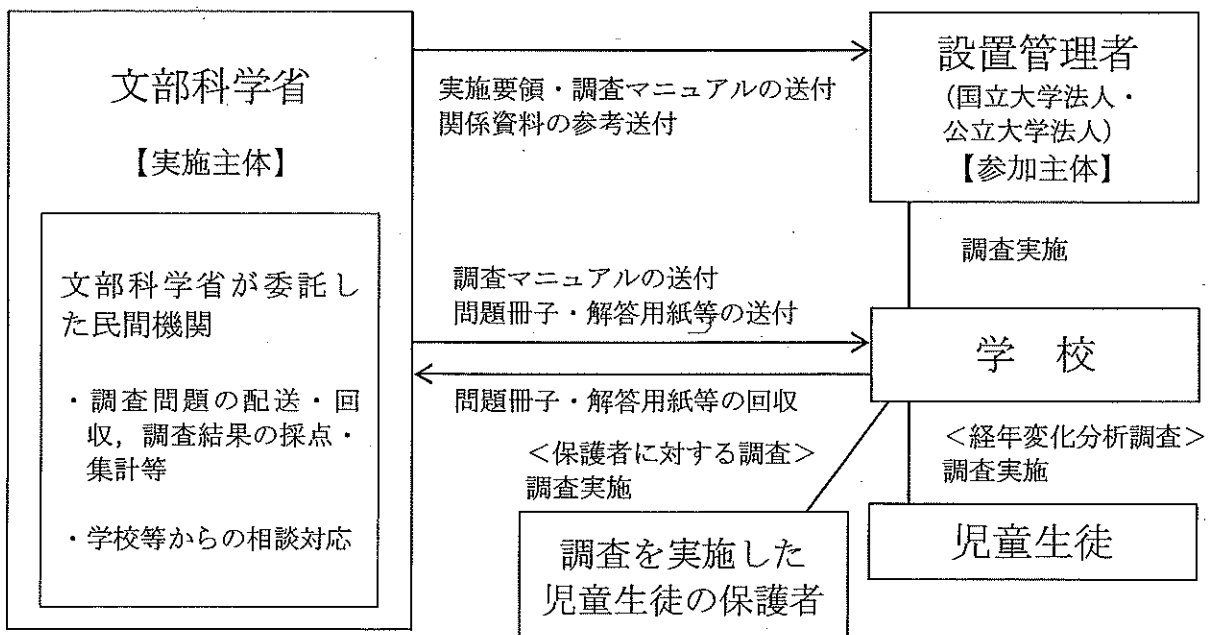
経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図【国立学校，公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



日程第 8

議案第 4 号

仁木町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員の推薦に
関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第3条の規定により、次のとおり推薦します。

令和3年1月13日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

○ 仁木町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員に推薦する者

仁木町教育委員会

教育長職務代理 加藤 浩子 氏

仁 企 号
令和 3年 1月12日

仁木町教育委員会教育長 岩井秋男 様

仁木町長 佐藤聖一



仁木町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員の推薦について（ご依頼）

新春の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より、町政運営へご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本町では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少克服、地方創生に向け、第2期仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（令和2年度～令和6年度。以下「総合戦略」という。）を今年度策定し、各種事業に取り組んでいるところであります。

同総合戦略を推進するに当たっては、仁木町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき、町民や産業関係者、学識経験者、金融機関関係者、報道機関関係者等で構成する「仁木町まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）」を組織し、委員の皆様から掲載事業のご評価や総合戦略全体に対するご意見をいただくことで、取組内容の精査や更なる向上を図ってまいりたいと考えております。

つきましては、設置要綱第3条第2項の規定に基づき、有識者会議委員の委嘱をさせていただきますたく、委員の推薦につきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、委員の推薦につきましては、1月29日（金）までに別紙によりお願いいたします。

記

- 1 推薦依頼人数 : 1名（前回ご推薦いただいた委員：加藤浩子様）
- 2 任 期 : 委嘱の日から令和7年3月31日まで
- 3 会議開催数 : 年1回（2月頃を予定）
- 4 提 出 : 推薦書に記名押印の上、ご返送願います。
- 5 そ の 他 : 今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、書面による会議を予定しておりますが、通常開催の場合は、謝金及び交通費相当分として、報償費を支給いたします。

仁木町企画課未来創生係（担当：河井、干場、鈴木）
〒048-2492 余市郡仁木町西町1丁目36番地1
電話：0135-32-3953

日程第 9

協議案第 1 号

当面する教育諸問題について

令和3年1月13日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

1 当面する教育諸問題

2 当面する行事日程について

★ 令和3年第2回仁木町教育委員会定例会

2月 日 () : ~ 応接室

※令和2年・・・2月19日(水) 9:25~12:14

※平成31年・・・2月21日(木) 13:56~17:01

★ 総合教育会議

1月13日(水) 15:00~ 応接室

- 後志町村教育委員会協議会教育長部会会議

1月14日(木) 9:30～ Zoom 会議

- 定例校長会

1月21日(木) 9:30～ 会議室2

- 令和3年第1回仁木町議会臨時会

1月29日(金) : ～ 議場

- 第39回仁木町民スポーツスキー大会

2月13日(土) : ～ 仁木町民スキー場

- 元外国語指導助手大麻取締法違反第1回公判

2月17日(火) 10:00～ 札幌地方裁判所

- 教育長杯室内パークゴルフ大会

2月19日(金) 13:00～ 山村開発センター

3 その他

令和2年度学校評議員会の開催結果報告について

○仁木小学校 第2回報告・・・P48

○銀山小学校 第2回報告・・・P49

○銀山中学校 第2回報告・・・P50

令和2年12月17日

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋男 様

仁木町立仁木小学校

校長 山崎 貴志



第2回学校評議員会の報告

標記第2回学校評議員会を下記の通り開催しましたので、報告致します。

記

- 1 開催日時 令和2年12月15日(火) 19時00分～20時00分
- 2 出席者 学校評議員 木村 公一 今野 美和 渡邊 優 工藤 義見
学校側 校長・山崎 貴志 教頭・吉田 貴
- 3 協議事項 (1) 令和2年度学校の教育活動の様子について
(2) 令和2年度学校学校評価(中間評価とその後の取組)について
(3) 令和2年度関係者評価(中間評価)について
(4) 学校改革について
(5) 評議員より学校に対する意見
(6) 学校長より学校運営協議会開設に係る説明・運営委員の依頼

4 学校評議員からの主な意見

- 2学期に入り、たくさんの行事が行われた。子どもたちにとっては大変だったと思うが、多くの経験をさせることができ成長できたのではと思う。
- マチコミを通じての情報発信はとても良く、ありがたく感じている。
- 12月期の保護者アンケートの結果から、ゲームの時間が長いという点について、苦慮している家庭がけっこうあることが分かった。学校と家庭が連携しての取組ができると良い。
- 学校だよりの次の月の行事予定を見ながら、いつも「できるのかな？」と思っていたが、次の号を見るとちゃんとその行事が行われたことが記事となっており、安心していただけた。これから先、インフルエンザの流行も心配され、いろいろ大変なことがあると思うが、乗り切れるといいと思う。
- 運動会・学芸会ができ、修学旅行にも行くことができ6年生にとって良かったと思う。いろいろな対応をしながら、子どもたちに経験させてあげたいと願う先生方の気持ちもありがたい。
- 学校改革に関してのワークショップで先生方がどのような意見を持っているのか、見てみたい。
- 様々な規制がある中で、行事が縮小するなりいつもと違った形での開催となったが、保護者の反論がないということは、先生方の努力がきちんと伝わっているということだと思う。子どもたちのためになることばかりで、素晴らしい。

了知

第3回 仁木町立 銀山小学校 学校評議員会 報告書

1. 開催日時

令和2年12月17日(木) 午後5時00分～午後6時15分

※銀山中学校との合同開催

2. 会議参加者

鈴木 保	学校評議員	打矢 和美	校長
大洞 和子	学校評議員	作田 稔	教頭
芳岡 貴志	学校評議員		

計5名

3. 会議の内容

① 銀山小学校・銀山中学校の取り組みについて(両校教頭より)

・資料参照

② コミュニティ・スクールについて(打矢校長より)

・資料参照

③ 意見交流

- ・いつからこのCSの話が持ち上がったのか?
- ・(CSの)イメージがまだつかめない。
- ・校舎の立て替えをどうするかという話が先にあったが、一貫教育の方向性を先に示していたら良かったのではないか。
- ・銀山はCSをやりやすい地域ではある。どういう形になっていくのかお互いに勉強していかななくてはならない。
- ・「こういうところを一緒にやっ払いこう」など、具体的なものが見えたら意見も言いやすいのではないか。
- ・どこまで広げたらいい? 小と中だけでなく、保育所や年寄りまで?
- ・デイサービスなんかも1つの建物に入っていたらいいのでは。
- ・施設の職員などもなかなか銀山に住んでいないので、地域の人材ばかりでなく他の地域から呼ぶのもいい。
- ・女性の会と中学生の交流は、大変良い機会であった。
- ・えりっ子人形劇を小学校に呼んだ時、銀山学園など各施設の人も集まっている。
- ・このコロナによって銀山文化祭などができていないのは残念。
- ・仁木の成人式には地元に戻って参加する人が多い。雰囲気がいいと思う。
- ・(自分が住職を務める)寺に子どもたちが見学に来た。自分は雅楽もやっているので発表する機会があればメンバーを集める。

4. その他

- ・2月以降にCSの運営協議会が行われる。



第2回仁木町立銀山中学校学校評議員会報告書

1. 開催日時

令和2年12月17日(木) 午後5時00分～午後6時15分

※銀山小学校との合同開催

2. 会議参加者

本間 美津雄	学校評議員	庵 健 司	校長
加藤 政 茂	学校評議員	船 橋 武 夫	教頭
瀬川 優 紀	学校評議員		

計5名

3. 会議の内容

①銀山小学校・銀山中学校の取り組みについて(両校教頭より)

・資料参照

②コミュニティ・スクールについて(打矢校長より)

・資料参照

③意見交流

- ・いつからこのCSの話が持ち上がったのか？
- ・(CSの)イメージがまだつかめない。
- ・校舎の立て替えをどうするかという話が先にあったが、一貫教育の方向性を先に示していたら良かったのではないか。
- ・銀山はCSをやりやすい地域ではある。どういう形になっていくのかお互いに勉強していかななくてはならない。
- ・「こういうところを一緒にやっっていこう」など、具体的なものが見えたら意見も言いやすいのではないか。
- ・どこまで広げたらいい？ 小と中だけでなく、保育所や年寄りまで？
- ・デイサービスなんかも1つの建物に入っていたらいいのでは。
- ・施設の職員などもなかなか銀山に住んでいないので、地域の人材ばかりでなく他の地域から呼ぶのもいい。
- ・女性の会と中学生の交流は、大変良い機会であった。
- ・えりっ子人形劇を小学校に呼んだ時、銀山学園など各施設の人も集まっている。
- ・このコロナによって銀山文化祭などができていないのは残念。
- ・仁木の成人式には地元に戻って参加する人が多い。雰囲気がいいと思う。
- ・(自分が住職を務める)寺に子どもたちが見学に来た。自分は雅楽もやっているので発表する機会があればメンバーを集める。

4. その他

- ・2月以降にCSの運営協議会が行われる。

